

《 目 次 》

一 般 対 策 編

第1章 総 則

第 1 節	方針	1
第 2 節	用語	2
第 3 節	防災機関の業務の大綱	2
第 4 節	町域の他勢と災害の概要	6
第 5 節	災害対策本部の組織	7

第2章 災害予防

第 1 節	総則	16
第 1 項	防災協働社会の形成推進	16
第 2 項	防災業務施設・設備等の整備	18
第 3 項	災害に強いまちづくり	19
第 2 節	防災思想・防災知識の普及	19
第 3 節	防災組織整備	22
第 4 節	防災訓練	23
第 5 節	自主防災組織の育成と強化	25
第 6 節	ボランティア活動の環境整備	28
第 7 節	広域的な応援体制の整備	29
第 8 節	緊急輸送網の整備	31
第 9 節	防災通信設備等の整備	31
第10節	火災予防対策	35
第11節	水害予防対策	42
第12節	渇水等予防対策	43
第13節	観光施設等の予防対策	45
第14節	避難対策	45
第15節	必需物資の確保対策	52
第16節	要配慮者・避難行動要支援者対策	55
第17節	応急住宅対策	63
第18節	医療・助産救護体制の整備	63
第19節	防疫対策	63
第20節	建築物災害予防対策	64
第21節	ライフライン施設対策	65
第22節	文教対策	66
第23節	行政機関の業務継続体制の整備	69
第24節	企業防災の促進	69
第25節	防災対策に関する調査研究	71

第26節	鉄道災害対策	72
第27節	道路災害対策	74
第28節	大規模停電対策	77
第29節	危険物等保安対策	77

第3章 災害応急対策

第1節	活動体制	78
第2節	動員計画	84
第1項	職員の動員	84
第2項	奉仕団の編成及び活動	85
第3項	技術者等の雇上げ	86
第4項	技術者等の強制従事	88
第3節	ボランティア活動	89
第4節	自衛隊災害派遣要請	90
第5節	災害応援要請	97
第6節	交通応急対策	98
第1項	道路交通対策	98
第2項	輸送対策	102
第7節	通信の確保	105
第8節	警報・注意報・情報等の受理伝達	108
第9節	災害情報等の収集・伝達	116
第10節	災害広報	133
第11節	消防・救急・救助活動	134
第12節	水防活動	137
第13節	県防災ヘリコプターの活用	137
第14節	災害救助法の適用	138
第15節	避難対策	142
第16節	食料供給活動	167
第17節	給水活動	173
第18節	生活必需品供給活動	175
第19節	要配慮者・避難行動要支援者対策	178
第20節	帰宅困難者対策	180
第21節	応急住宅対策	180
第22節	医療・助産救護活動	189
第23節	救助活動	197
第24節	文教災害対策	199
第1項	被害施設の調査報告	199
第2項	小中学校の応急対策	200
第3項	児童生徒等に対する援助	202

第 4 項	学校給食関係の応急対策	205
第 5 項	その他文教施設関係の対策	206
第 2 5 節	遺体の捜索・取扱い・埋葬	207
第 2 6 節	防疫・食品衛生活動	211
第 1 項	防疫活動	212
第 2 項	食品衛生活動	215
第 2 7 節	保健活動・精神保健	215
第 2 8 節	環境衛生・廃棄物処理	217
第 2 9 節	災害義援金品の募集配分	221
第 3 0 節	愛玩動物等の救援	223
第 3 1 節	大規模停電対策	223
第 3 2 節	産業応急対策	224
第 1 項	商工業の応急対策	224
第 2 項	農作物の応急対策	224
第 3 3 節	放射性物質事故応急対策	225
第 3 4 節	危険物施設等の応急対策	226
第 3 5 節	公共施設の応急対策	227
第 3 6 節	ライフライン施設の応急対策	228
第 3 7 節	鉄道災害対策	230
第 3 8 節	道路災害対策	233

第 4 章 災害復旧

第 1 節	復旧・復興体制の整備	237
第 2 節	被災者の生活確保	237

地震対策編

第 1 章 総 則

第 1 節	地域防災計画（地震対策編）の目的、性格、構成	241
第 2 節	防災上の責務	241
第 3 節	防災関係機関等の業務の大綱	242
第 4 節	町地域の概要	242
第 5 節	被害想定	243
第 6 節	防災体制の確立	248

第 2 章 地震災害予防

第 1 節	総則	249
第 1 項	防災協働社会の形成	249
第 2 項	災害に強いまちづくり	249
第 2 節	防災思想・防災知識の普及	249
第 3 節	防災訓練	249
第 4 節	自主防災組織の育成と強化	249
第 5 節	ボランティア活動の環境整備	251
第 6 節	広域的な応援体制の整備	251
第 7 節	緊急輸送網の整備	251
第 8 節	防災通信設備等の整備	252
第 9 節	火災予防対策	252
第 10 節	避難対策	254
第 11 節	必需物資の確保対策	255
第 12 節	要配慮者・避難行動要支援者対策	256
第 13 節	応急住宅対策	256
第 14 節	医療・助産救護体制の整備	256
第 15 節	防疫予防対策	257
第 16 節	まちの不燃化・耐震化	258
第 17 節	地盤の液状化対策	259
第 18 節	ライフライン施設対策	260
第 19 節	文教対策	261
第 20 節	行政機関の業務継続体制の整備	262
第 21 節	企業防災の促進	262
第 22 節	大規模停電対策	262

第 3 章 地震災害応急対策

第 1 節	活動体制	263
第 2 節	ボランティア活動	265
第 3 節	自衛隊災害派遣要請	265
第 4 節	災害応援要請	265
第 5 節	交通応急対策	265
第 6 節	災害情報の受理・伝達	267
第 7 節	通信の確保	269
第 8 節	災害広報	270
第 9 節	消防・救急・救助活動	272
第 10 節	浸水対策	274
第 11 節	県防災ヘリコプターの活用	274
第 12 節	災害救助法の適用	274
第 13 節	避難対策	275
第 14 節	建築物・宅地の危険度判定	279

第15節	被災者救援対策	280
第1項	食料供給活動	280
第2項	給水活動	280
第3項	生活必需品供給活動	281
第16節	要配慮者・避難行動要支援者対策	281
第17節	帰宅困難者対策	284
第18節	応急住宅対策	284
第19節	医療・助産救護活動	284
第20節	遺体の捜索・取扱い・埋葬	286
第21節	防疫・食品衛生活動	286
第1項	防疫活動	286
第2項	食品衛生活動	287
第22節	保健活動・精神保健	287
第23節	環境衛生・廃棄物処理	287
第24節	災害義援金品の募集配分	287
第25節	家庭動物の救護	287
第26節	公共施設の応急対策	288
第27節	ライフライン施設の応急対策	289
第28節	文教災害対策	290
第1項	文教対策	290
第2項	その他の文教施設関係の対策	292
第29節	災害警備活動	292
第30節	大規模停電対策	293

第4章 東海地震に関する事前対策

第1節	総則	294
第1項	東海地震に関する事前対策の目的	296
第2項	東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思 決定を行った場合の対応方針	296
第2節	活動体制	296
第1項	災害対策本部の設置等	296
第2項	職員の動員体制	297
第3節	協力体制	298
第4節	警戒宣言・東海地震に関連する情報の伝達	298
第5節	広報対策	300
第6節	事前避難対策	302
第7節	消防・水防対策	303
第8節	警備対策	303
第9節	交通対策	304
第10節	緊急輸送対策	304

第11節	物資等の確保対策	305
第12節	保健衛生対策	305
第13節	生活関連施設対策	306
第14節	帰宅困難者対策	307
第15節	公共施設対策	308
第16節	大規模な地震に係る防災訓練	309
第17節	地震防災上必要な教育及び広報に関する対策	309

第5章 南海トラフ地震に関する対策

第1節	総則	311
第2節	南海トラフ地震に関する対策の性質	311
第3節	南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応	312
第4節	南海トラフ地震臨時情報発表時の防災体制	313
第5節	南海トラフ地震臨時情報の伝達	314
第6節	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の災害 応急対策	315
第7節	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時の災害 応急対策	318
第8節	防災訓練	318
第9節	地震防災上必要な教育及び広報に関する対策	318

第6章 地震災害復旧

第1節	復旧計画	320
第2節	公共施設災害復旧事業	321
第3節	災害復旧事業に伴う財政援助及び助成	322
第4節	被災者の生活確保	323
第5節	被災中小企業の振興	324
第6節	農林漁業関係者への融資	325

原子力災害対策編

第1章 総則

第1節	計画の目的	326
第2節	計画の性格	326
第3節	計画の周知徹底	326

第 4 節	計画の基礎とすべき災害の想定	327
-------	----------------	-----

第 2 章 原子力災害事前対策

第 1 節	情報の収集、連絡体制等の整備	331
第 2 節	通信手段の確保	331
第 3 節	組織体制等の整備	332
第 4 節	長期化に備えた動員体制の整備	332
第 5 節	広域防災体制の整備	332
第 6 節	緊急時モニタリング体制の整備	333
第 7 節	屋内退避、避難等活動体制の整備	333
第 8 節	学校等における対応	334
第 9 節	原子力災害医療活動体制の整備	334
第 10 節	飲食物の接種制限等に関する体制の整備	334
第 11 節	防災業務関係者の安全確保に必要な資機材等の整備	334
第 12 節	町民への情報提供体制の整備	334
第 13 節	原子力防災に関する町民に対する知識の普及啓発	335
第 14 節	防災訓練の実施	335
第 15 節	防災業務関係者の人材育成	335
第 16 節	町内における核燃料物質等の運搬中の事故に対する防災 体制整備	335

第 3 章 緊急事態応急対策

第 1 節	通報連絡、情報収集活動	337
第 2 節	活動体制の確立	337
第 3 節	防災業務関係者の安全確保	339
第 4 節	緊急時モニタリング活動	339
第 5 節	屋内退避、避難等の防護活動	339
第 6 節	要配慮者等への配慮	342
第 7 節	原子力災害医療活動	342
第 8 節	飲食物の接種制限及び出荷制限並びに飲食物の供給・分配	342
第 9 節	緊急輸送活動	343
第 10 節	町民への的確な情報提供活動	343
第 11 節	文教対策	344
第 12 節	町内における核燃料物質等の運搬中の事故に対する対策	344

第 4 章 原子力災害中長期対策

第 1 節	緊急事態宣言解除後の対応	346
第 2 節	県環境放射線モニタリングの実施及び結果の公表	346
第 3 節	原子力災害中長期対策実施区域の設定	346
第 4 節	各種制限措置の解除	346
第 5 節	放射性物質による環境汚染への対処	346
第 6 節	被災地域住民等に係る記録の作成	347
第 7 節	被災者等の生活再建等の支援	347
第 8 節	風評被害等の影響の軽減	347
第 9 節	被災中小企業等に対する支援	347
第 10 節	心身の健康相談体制の整備	347